破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０００２号

仙台市青葉区作並字元木16番地
清算株式会社　株式会社ＹＩ管財
代表清算人　岩松　廣行

1　決定年月日　令和７年10月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第１０５号

（本店所在地）和歌山県紀の川市桃山町元123番地の１
清算株式会社　山紀運輸株式会社
代表清算人　三木　京子

1　決定年月日　令和７年10月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第５号

静岡県磐田市向笠竹之内1315番地の14
清算株式会社　株式会社オーミ
代表清算人　大平　晃裕

1　決定年月日　令和７年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　協定債権の定義

協定債権は、別紙「債権者一覧表」記載の「債権額（元本）」欄に記載の債権並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。

第２　協定債権の免除

協定債権は本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。

第３　残余財産発見時の弁済

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。

（別紙省略）

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和６年（ヒ）第１００６号

名古屋市千種区今池南32番19号
清算株式会社　株式会社今池南設計事務所
代表清算人　青山　泰長

1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　弁済の場所

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

２　端数の処理

割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　弁済及び免除

１　基本方針

清算株式会社が保有する財産を全て換価し、換価済み財産から、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として、一般債権者に対する弁済を行う。

２　弁済及び免除

①　第１回弁済

第１回目の弁済は、現時点で換価・回収済みの財産のうち36,000,000円を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、本協定認可決定確定後遅滞なく、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。

②　第２回弁済

第１回弁済後、清算株式会社が保有する全ての財産の換価が完了した時点で、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、速やかに、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。

③　免除

第２回弁済完了後、一般債権の残額について免除を受ける。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００４号

広島市中区中町７番16号
清算株式会社　株式会社凪スクエア
代表清算人　二國　則昭

1　決定年月日　令和７年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、別紙協定債権目録記載の協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から20日以内に、公租公課等の必要な費用を控除した額を各協定債権の元本額に応じて按分して弁済する。なお、本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分の結果生じる１円未満の端数は切り捨てて、振り込む方法により実施する。

2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額ならびに特別清算開始決定後の利息・損害金につき、その債務を免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、同項に定める通り、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２号

広島県尾道市向島町16060番地79
清算株式会社　広島県東部食糧株式会社
代表清算人　槇本　茂良

1　決定年月日　令和７年10月１日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、別紙弁済表の各債権者の債権額欄記載の債権とする。

2　清算会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１カ月以内に、別表弁済表の各「弁済額」記載欄の各弁済額を、振込の方法で支払う。なお、配当原資に弁済率を乗じて生じた１円未満の端数は、切り捨てる。切り捨てた４円は、事務費に算入する。振込手数料は、清算会社の負担とする。

3　各協定債権者は、前項の金員の支払を受けたときは、弁済表の各「免除額」欄記載の各債権額及び令和６年１月２日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。

4　第２項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別表弁済表記載の各債権者の弁済割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

広島地方裁判所尾道支部